

特定最低賃金(産業別)の日本標準産業分類表

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
<p>適用する使用者</p> <p>島根県の区域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）
<p>E25 はん用機械器具製造業</p> <p>E250 管理、補助的経済活動を行う事業所（25 はん用機械器具製造業）</p> <p>E2500 主として管理事務を行う本社等</p> <p>E2509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>E251 ボイラ・原動機製造業（島根県最低賃金適用）</p> <p>E252 ポンプ・圧縮機器製造業</p> <p>E2521 ポンプ・同装置製造業</p> <p>E2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業</p> <p>E2523 油圧・空圧機器製造業</p> <p>E253 一般産業用機械・装置製造業</p> <p>E2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）</p> <p>E2532 エレベータ・エスカレータ製造業</p> <p>E2533 物流運搬設備製造業（E2621 建設用クレーン製造業を含む）</p> <p>E2534 工業窯炉製造業</p> <p>E2535 冷凍機・温湿調整装置製造業</p> <p>E259 その他のはん用機械・同部分品製造業</p> <p>E2591 消火器具・消火装置製造業</p> <p>E2592 弁・同附属品製造業</p> <p>E2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業</p> <p>E2594 玉軸受・ころ軸受製造業</p> <p>E2595 ピストンリング製造業</p>

- E2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業
- E2599 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）

E26 生産用機械器具製造業

- E260 管理, 補助的経済活動を行う事業所（26 生産用機械器具製造業）
  - E2600 主として管理事務を行う本社等
  - E2609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- E261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）
  - E2611 農業用機械製造業（農業用器具を除く）
- E262 建設機械・鉱山機械製造業（建設用クレーン製造業を除き島根県最低賃金適用）
  - E2621 建設用クレーン製造業
- E263 繊維機械製造業
  - E2631 化学繊維機械・紡績機械製造業（島根県最低賃金適用）
  - E2632 製織機械・編組機械製造業（島根県最低賃金適用）
  - E2633 染色整理仕上機械製造業（島根県最低賃金適用）
  - E2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業（島根県最低賃金適用）
  - E2635 縫製機械製造業
- E264 生活関連産業用機械製造業
  - E2641 食品機械・同装置製造業（島根県最低賃金適用）
  - E2642 木材加工機械製造業（島根県最低賃金適用）
  - E2643 パルプ装置・製紙機械製造業（島根県最低賃金適用）
  - E2644 印刷・製本・紙工機械製造業（島根県最低賃金適用）
  - E2645 包装・荷造機械製造業
- E265 基礎素材産業用機械製造業
  - E2651 鑄造装置製造業（島根県最低賃金適用）
  - E2652 化学機械・同装置製造業
  - E2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業（島根県最低賃金適用）
- E266 金属加工機械製造業
  - E2661 金属工作機械製造業
  - E2662 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）
  - E2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具, 金型を除く）
  - E2664 機械工具製造業（粉末や金業を除く）
- E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業（島根県最低賃金適用）
- E269 その他の生産用機械・同部分品製造業
  - E2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業
  - E2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業

E2693 真空装置・真空機器製造業（島根県最低賃金適用）

E2694 ロボット製造業

E2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業（島根県最低賃金適用）

E27 業務用機械器具製造業

E270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27 業務用機械器具製造業）

E2700 主として管理事務を行う本社等

E2709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E271 事務用機械器具製造業

E2711 複写機製造業

E2719 その他の事務用機械器具製造業

E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業

E2721 サービス用機械器具製造業

E2722 娯楽用機械製造業

E2723 自動販売機製造業

E2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業

E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（島根県最低賃金適用）

E274 医療用機械器具・医療用品製造業（島根県最低賃金適用）

E275 光学機械器具・レンズ製造業（島根県最低賃金適用）

E276 武器製造業（島根県最低賃金適用）

L7282 純粋持株会社

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次の業務に主として従事する者
  - (1) 清掃、片付け又は整理の業務
  - (2) 選別、検数、結束又は包装の業務
  - (3) 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - (4) 手作業による運搬の業務